

(案)

■高知県福祉避難所指定促進等事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正案 (新)	改正前 (旧)
<p>第1条～第11条 略</p> <p>附則1 略</p> <p>2 この要綱は、令和<u>6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第2号から第5号まで及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>以降 略</p>	<p>第1条～第11条 略</p> <p>附則1 略</p> <p>2 この要綱は、令和<u>5</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第2号から第5号まで及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>以降 略</p>